

広島県告示第八百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十四年十二月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

津江八本松線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市八本松町原一〇五二五番一地从先から 東広島市八本松町原二九六六番一地从先まで	一七・〇〇〇	二〇・五〇〇	一七・〇〇〇	一七二・〇〇〇	一部拡幅 一部幅員減少